

# 新築建物を対象とした断熱・省エネ性能の義務化等について

●新築時に断熱・省エネ性能を向上することが、健康性や快適性など居住性の質の向上に寄与

## 1 大規模新築建築物（延床面積2,000 m<sup>2</sup>以上のビル、マンション等）

- 住宅以外 省エネルギー性能基準を強化。国の適合義務の基準引き上げ※と同等以上の性能への底上げを目指す
- 住宅 新たに省エネルギー性能基準を設定。国の適合義務化※の導入に先行して未達住宅の指導を強化

※現在、建築物省エネ法改正案が国会にて審議中

	現行基準		見直し（案）	見直し（案）	
	住宅以外	住宅		住宅以外	住宅
断熱性能	基準あり (国基準と同程度)	基準なし	➔	基準強化 (国基準以上)	基準新設 (国基準以上)
省エネ性能 (高効率設備)	基準あり (国基準と同程度)	基準なし		基準強化 (国基準以上)	基準新設 (国基準以上)

## 2 中小規模建築物（延床面積2,000 m<sup>2</sup>未満の中規模ビル、戸建住宅等）

対象事業者が供給する建物について、一定の断熱・省エネ性能等を確保

<住宅の基準の例>

	最低基準	誘導基準 (東京ゼロエミ住宅相当)
断熱性能	国基準以上	20%程度向上 (国省エネ基準比)
省エネ性能 (再エネ除く)	国基準以上	30%程度低減 (国省エネ基準比)

- 国の省エネ基準適合義務化に先行して、断熱・省エネ性能の最低基準を定め、性能を底上げ
- 東京ゼロエミ住宅に積極的に取り組む事業者を後押しするため、高い断熱・省エネ性能、再エネ設置を評価できるよう、誘導基準も併せて導入

(具体的基準等は今後専門家で検討)